



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報酬	委員報酬	221	委員報酬	352	委員報酬	249
	食料費	当日賄い	6	当日賄い	11	当日賄い	7
	役務費	郵便料	3	郵便料	3	郵便料	3
	使用料及び賃借料	会場使用料	5	会場使用料	0	会場使用料	4

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	民生委員推薦会開催数	3	3	5	3	5	
	推薦会出席委員数	39 (33)	42 (32)	61 (51)	-	70 (60)	( )は報酬支払い対象委員数
	委員実績数（年度末）	194	193	189	-	198	民生・児童委員数
		13	12	13	-	14	主任児童委員数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
民生委員推薦会を適時・適切に開催する。	民生委員・児童委員及び主任児童委員の定数を確保する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	民生委員活動費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	松本 千佳子	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	活動費（15-24-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	民生委員法第20、26条 民生委員法施行令第11条
終期設定	有	無	年度	法令等	児童福祉法第12、13条 主任児童委員設置運営要綱 地方自治法第2条第3項別表第16
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	<p>民生委員・児童委員が、民生委員法第14条に規定された職務を遂行するために必要な費用弁償として、活動費を支給する。</p> <p>第1項 住民の生活状況を必要に応じて適切に把握しておくこと。 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他援助を行うこと。 社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。</p> <p>第2項 その他必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行う。</p>				
対象者等	<p>民生委員 定数212名（会長1名・地区会長5名・一般委員192名・主任児童委員14名）</p> <p>南千住地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名 / 荒川地区 民生・児童委員32名 主任児童委員2名 町屋地区 民生・児童委員28名 主任児童委員2名 / 東尾久地区 民生・児童委員27名 主任児童委員2名 西尾久地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 / 日暮里地区 民生・児童委員42名 主任児童委員3名</p> <p>定員配置基準 220～440までのいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 主任児童委員配置基準 民生委員・児童委員の定数39人以下 2人 民生委員・児童委員の定数40人以上 3人</p>				
内容	<p>在職月数分の活動費を4ヶ月毎に支給する。支給月 7月、11月、3月 [代表会長：月17,200円 地区会長：月12,000円 一般委員：月11,300円 協力員：月4,300円] [区上乗せ 3,200円 3,000円 2,700円 ]</p> <p>民生委員法第26条（都道府県が支弁する費用） 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。</p>				
経過	<p>平成6年1月1日 主任児童委員制度新設 活動費の増額 東京都負担金は平成8年度まで毎代表総務（現会長）月額500円、その他委員月額300円を増額していた。その後、平成11年度は代表総務（現会長）月額500円、その他委員月額300円を増額した。区上乗せ分は一斉改選の翌年度に月額300円増額していたが、平成11年度、平成14年度、平成17年度及び平成20年度は増額していない。</p> <p>平成16年度の一斉改選に伴い尾久地区・日暮里地区各1名定数増 平成18年10月、特例改定により町屋地区1名定数増 平成19年度の一斉改選に伴い、尾久地区を東尾久地区・西尾久地区に分割（1地区増設・主任1名定数増）、日暮里地区1名定数増 平成20年7月1日に都制度の民生委員・児童委員協力員を導入（各地区定数3名）</p>				
必要性	民生委員・児童委員が職務を遂行するために交通費等を支給する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	28,105	28,174	28,209	28,445	28,445	28,722	29,789	
決算額（20年度は見込み）	27,982	27,959	27,935	28,366	28,162	28,131	29,789	
人件費				4,310	4,270	4,270		
【事務分担当量】（%）				50	50	50		
合計（+）	27,982	27,959	27,935	32,676	32,432	32,401	29,789	
国（特定財源）								
都（特定財源）	21,300	21,283	21,265	21,652	21,438	21,414	22,896	
その他（特定財源）								
一般財源	6,682	6,676	6,670	11,024	10,994	10,987	6,893	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	民生委員・児童委員定数（年度末）	194	194	196	196	197	198	198
	主任児童委員定数（年度末）	13	13	13	13	13	14	14
	相談・支援件数（延べ）	5,032	4,549	4,263	3,969	4,127	3,988	
	協力員定数	-	-	-	-	-	-	18

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	報償費		活動費 都基準区上乗せ		活動費 都基準区上乗せ	
	会長		会長		会長	
	(14,000+3,200) × 延べ12人	206	(14,000+3,200) × 1人 × 12月	207	(14,000+3,200) × 1人 × 12月	207
	地区会長		地区会長		地区会長	
	(9,000+3,000) × 延べ48人	576	(9,000+3,000) × 延べ52人	624	(9,000+3,000) × 5人 × 12月	720
	一般委員		一般委員		一般委員	
	(8,600+2,700) × 延べ2,271人	25,662	(8,600+2,700) × 延べ2,268人	25,628	(8,600+2,700) × 延べ2,304人	26,035
	主任児童委員		主任児童委員		主任児童委員	
(8,600+2,700) × 延べ152人	1,718	(8,600+2,700) × 延べ148人	1,672	(8,600+2,700) × 延べ168人	1,898	
				協力員		
				4,300 × 18人 × 12月	929	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	民生委員・児童委員定数	209	210 (209)	212 (210)	212	-	( )内は当該年度改選前等定数
	相談・支援件数	3,969	4,127	3,988	-	-	

(問題点・課題分析)	相談業務も多岐（高齢者福祉課、保護課、介護保険課、障害者福祉課、子育て支援部、保健所、児童相談所、社会福祉協議会）にわたっており、その量も多いこと。また、定年制（改選時73歳未満、当初選任65歳未満、東京都選任要綱）があり、人材確保が難しい状況にある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） ・活動費を上乗せしている区 12区 千代田・中央・港・文京・台東・目黒・太田・中野・北・練馬・足立・葛飾 ・活動費とは別に、補助金という形で上乗せ相当分を支出している区 4区 新宿・品川・杉並・江東

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することで、より地域に密着した活動が期待できるとともに、委員自身の意識向上が図れる。
協力員制度の導入及び実施	協力員を活用することで、委員の負担を軽減することが見込まれる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域福祉の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

議会（要旨）状況	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	民生委員指導事務費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	松本 千佳子	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	指導事務費（15-24-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	民生委員法20、26条 民生委員施行令第11条
終期設定	有	無	年度	法令等	児童福祉法第12、13条 主任児童委員設置運営要綱 地方自治法第2条第3項別表第16
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民生委員・児童委員活動を支援するとともに、民生児童委員協議会に対し補助金を交付することによって、地域福祉の向上を図る。				
対象者等	定数212名（会長1名・地区会長5名・一般委員192名・主任児童委員14名） 各地区定数 南千住地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名 / 荒川地区 民生・児童委員32名 主任児童委員2名 町屋地区 民生・児童委員28名 主任児童委員2名 / 東尾久地区 民生・児童委員25名 主任児童委員2名 西尾久地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 / 日暮里地区 民生・児童委員41名 主任児童委員3名 定員配置基準 220～440までのいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 主任児童委員配置基準 民生委員・児童委員の定数39人以下 2人 民生委員・児童委員の定数40人以上 3人				
内容	委員事務費：委員活動に要する事務費用（年間@2,500円） 協議会補助：協議会運営に要する費用（事業補助：1,500,000円＋管外視察研修補助：845,000円） 民生委員・児童委員委嘱、解嘱 一斉改選：3年ごと（現在の任期 平成19年12月1日～平成22年11月30日） 欠員補充：随時（都の締切、年4回） 辞任及び解職 随時 民生委員協議会（6地区）：月1回開催、地区会長協議会：月1回開催 民生委員研修会：年1回開催、3年に1度（一斉改選年）：区民生委員・児童委員大会開催 区民協補助金による事業活動（民生委員法第24条に基づく事業） ・委員研修会 年1回開催 ・部会活動（児童福祉、厚生、高齢者福祉、障害者福祉、主任児童委員、子育て支援、広報） 各部会とも、全体研修会年1～2回開催。広報部のみ機関紙「みんきょう」発行 年2回 ・管外視察研修 各地区年1回開催				
経過	民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、平成9年度までは1人につき25,000円を社協を経由して交付。10年度から区で直接交付（160人分 400万円）、12年度単価を20,000円に減額、13年度単価15,000円、14年度単価10,000円、15年度から単価5,000円				
必要性	区からの連絡・依頼事項を行う連絡会と地区民協の連絡・検討を行う協議会の2部形式で会議を行う経費、また、日頃の活動に必要な各種の研修に参加し、福祉制度の知識などの習得するための費用など必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	4,378	3,529	4,442	3,547	3,546	4,823	3,603	
決算額（20年度は見込み）	4,032	3,299	4,114	3,313	3,327	4,178	3,603	
人件費				4,310	4,270	4,270		
【事務分担量】（%）				50	50	50		
合計（+）	4,032	3,299	4,114	7,623	7,597	8,448	3,603	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,096	1,143	1,627	1,687	1,126	1,639	1,718	
その他（特定財源）								
一般財源	2,936	2,156	2,487	5,936	6,471	6,809	1,885	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	管外研修補助単価	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	民生委員協議会開催日数	39	39	39	39	39	41	46
	民生委員協議会出席委員数(延べ)	2,056	2,074	2,104	2,083	2,058	2,081	
	管外研修参加者数	158	161	160	156	165	158	169

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	委員事務費	527	委員事務費	569	委員事務費
職員旅費	管外研修職員随日当	7	管外研修職員随日旅費	7	管外研修職員随日旅費	14	
食糧費	民生委員協議会賄い	96	民生委員協議会賄い	48	民生委員協議会賄い	129	
一般需用費	事務用消耗品	17	事務用消耗品	150	事務用消耗品	40	
	委嘱・解職用消耗品	17	一斉改選用消耗品	426	委嘱・解職用等消耗品	83	
	名簿貼り込みシール印刷	59	民生委員・児童委員名簿印刷	444	名簿貼り込みシール印刷	102	
役務費	民生委員協議会開催通知郵送料	127	民生委員協議会開催通知郵送料	118	民生委員協議会開催通知郵送料等	146	
委託料	退任者感謝状筆耕	5	退任者感謝状筆耕	11	退任者感謝状筆耕	5	
使用料及び賃借料	合同民生委員協議会会場使用料	48	合同民生委員協議会会場使用料	59	合同民生委員協議会会場使用料	59	
負担金補助及び交付金	管外研修職員随日旅費	72	委嘱状伝達式会場及び付帯設備使用料	71	管外研修職員随日旅費	137	
	民生委員協議会事業補助金	2,325	民生委員協議会事業補助金	2,275	民生委員協議会事業補助金	2,345	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	研修会参加者数	159	165	158	169	168	20年度は見込み
	民生委員協議会出席率	90.9%	90.4%	90.3%	90.0%	93.0%	出席委員数 ÷ 委員現数

（問題点・課題 指標分析）	<p>相談業務も多岐（高齢者福祉課、保護課、介護保険課、障害者福祉課、子育て支援部、保健所、児童相談所、社会福祉協議会）にわたっており、その量も多いこと。また、定年制（改選時73歳未満、当初選任65歳未満、東京都選任要綱）があり、人材確保が難しい状況にある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
・協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することでより地域に密着した活動が期待できるとともに、委員自身の意識向上が図れる。
・協力員制度の導入及び実施	協力員を活用することで、委員の負担を軽減することが見込まれる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域活動の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

## 事務事業分析シート(平成20年度)

No1

事務事業名	生業資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	鈴木 真美	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	貸付事務費(15-30-66-01)				
事務事業の種類	新規事業	( 20年度 19年度 )	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	29 年度	根拠	荒川区生業資金貸付条例、同施行規則、同事務取扱規程、同事業実施要領、荒川区生業資金貸付審査会設置運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔 〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	福祉の基盤整備(02-11)			
目的	一般金融機関などから融資を受ける事が困難な区民に対し、区が独立の生計を立てるために必要な生業資金を貸し付け、生活の安定を図る。				
対象者等	個人で営む、規模の小さい事業によって生計を立てている1年以上区内に居住している区民で、一般の金融機関や区の他の貸付等から設備資金を借りる事が困難な所得の低い世帯。ただし、住民税・国民健康保険料を完納していること。				
内容	<p>借入申請を受け付けた後、訪問調査等を行い、生業資金貸付審査会の審査を経て貸付を決定する。その後貸付決定の通知を送付し、指定口座に貸付金額を振り込む。設備費等の領収書を提出してもらい、6ヵ月の据え置き期間経過後に返還開始となる。</p> <p>〔貸付要件〕 ・区内に1年以上引き続き居住していること ・主として、この借入金による職業によって生計をたてること ・事業計画が具体的で、ただちに事業が開始できること ・住民税及び国民健康保険料が完納していること(ただし、非課税でも可) ・確実な1名の連帯保証人がいること ・区からこの貸付金を借りた方は、その元利金を完済していること</p> <p>〔限度額〕 200万円 〔利率〕 年 1.00% 〔返還方法〕 元利均等月賦償還(54回払い)5年以内(据置期間6ヵ月含む) 〔延滞金〕 延滞元金につき10.95% 〔審査委員メンバー〕 福祉部長・福祉推進課長・保護課長・福祉推進課地域福祉係長・その他部長が指定する者</p>				
経過	<p>限度額の推移 昭和61年度100万円 120万円 平成2年度 120万円 150万円 3年度から200万円</p> <p>貸付相談回数 平成9年度 126回 12年度 45回 16年度 13回 19年度 5回</p> <p>貸付件数 平成9年度 2件 10年度 1件 12・13年度 各1件 その後貸付実績なし</p> <p>年利率 平成5年度までは3%だったが、6年度から1%に規則改定した。 平成8年度まで、同和と一般生業貸付の2本だったが、9年度から一般生業に一本化した。</p>				
必要性	平成14年度以降実績がなく、中小企業融資斡旋制度を利用していると推測される。その理由として、本制度は、貸付対象が設備資金のみで運転資金でないこと、貸付金額が少ないことが考えられる。この制度のスタート時とは社会環境・経済環境も変化しており必要性は低い。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 現在は、貸付よりも滞納整理に努めているが、困難な状況である。督促は、原則年2回、現況調査と支払いの意思確認を実施しているが、戻ってきたり連絡のない対象者が多い。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	2,051	2,090	2,066	1,435	1,436	45	24	
決算額(20年度は見込み)	40	31	22	4	9	1	24	
人件費				862	1,708	854		
【事務分担量】(%)				10	20	10		
合計(+)	40	31	22	866	1,717	855	24	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	2,173	1,468	2,066	1,435	202	457	589	
一般財源	-2,133	-1,437	-2,044	-569	1,515	398	-565	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
貸付件数	0	0	0	0	0	0	0	
相談件数(各年度末現在)	33	19	13	7	5	5	0	
貸付残高件数(各年度末現在)	195	194	194	189	189	189	188	
貸付残高金額(各年度末現在)	83,730	82,835	82,265	81,935	81,738	81,284	-	

No2

予 節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)

### 事務事業分析シート(平成20年度)

算・決算の内訳	職員旅費	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	10
	一般需用費	消耗品	0	消耗品	0		
		貸付金償還用納付書	0	貸付金償還用納付書	0		
	役務費	現況調査票送付用	9	現況調査票送付用	1	現況調査票送付用	14
	貸付金	生業資金貸付金	0				

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標							

(問題点・課題)	<p>滞納整理を行っているが、19年度滞納額は、81,283,380円となっている。督促を行っているが低成長経済下の業績悪化等も加わり、貸付金全体の約14%が未返還の状況である。借受人が死亡または生活保護受給者になった場合など、返還の見込みがないケースについては、返還金の減免措置が必要である。</p> <p>類似事業として、「中小企業融資」(区内産業の振興を目的に、中小企業に融資を斡旋し、利息及び信用保証料の一部を区が助成)や「社会福祉協議会の生業資金貸付」(東京都社会福祉協議会が実施主体となり、区社協で受付を行っている)があり、貸付金額が多いこと、運転資金も対象となっていることなどからそれらを利用することが多い。</p> <p>この制度がスタートした当初の区内事業者への貸付の目的・必要性はすでに達成したと思われる。都内15区がこの制度を廃止している。貸付の審査に関する専門的な知識を有する職員がいないため、貸付の可否や返還能力を見極めることが難しい。</p>
他区の実況	<p>( 実施 8 区 未実施 15 区 )</p> <p>中央、大田、世田谷、中野、杉並、足立、葛飾、荒川の8区が実施している。</p> <p>廃止した区：62年度品川、8年度港、9年度北・江戸川、13年度墨田・新宿・文京、15年度渋谷・台東・板橋、16年度目黒・豊島、17年度千代田・江東・練馬の15区である。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	平成14年度以降貸付実績がなく、また相談件数も減少しているため、新規貸付は停止する。	特になし
	全庁の方針に基づき、滞納整理を強化する。	返還額の増加及び返還の見込みがないケースの不能欠損処理によって、滞納整理の進捗が図られる。
	により、生業貸付条例や要綱等を改め、滞納管理分のみ残すか新たに制定する。	貸付を廃止する、と明確になる。

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
見直し	見直し	平成20年度から新規貸付を停止し、滞納整理に特化する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	応急資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木 真一	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	貸付金(15-36-33-01)、貸付事務費(15-36-66-01)				
事務事業の種類	新規事業	( 20年度 19年度 )	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	45 年度	根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	応急に必要とする資金の調達が困難な者に対し、区が資金を貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。				
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。				
内容	<p>資格要件</p> <p>(1) 荒川区に引き続き3ヶ月以上居住している方。</p> <p>(2) 世帯の生計中心者である方。</p> <p>(3) 住民税及び国民健康保険料を完納している方。(ただし、非課税でも可)</p> <p>(4) 他から資金を借りることが困難な方。</p> <p>(5) 貸付を受けた資金の返済が確実である方。</p> <p>(6) 現にこの資金の貸付を受けていない方。</p> <p>(7) 確実な連帯保証人のある方。(ただし、貸付額が3万円以下で区長が不要と認めたときは省略することができる。)</p> <p>応急に必要とする費用の種類と貸付限度額</p> <p>60万円まで(特認額)償還期間3年4ヶ月(40ヶ月)</p> <p>(1) 災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用</p> <p>(2) 傷病の治療に要する費用</p> <p>(3) 就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用</p> <p>(4) 区内転居のために要する費用</p> <p>30万円まで(一般)償還期限2年6ヶ月(30ヶ月)</p> <p>(1) 生活必需品(食料等)の購入費用</p> <p>(2) 親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用</p> <p>(3) 居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用</p> <p>無利子 違約金 最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。</p>				
経過	昭和45年4月	応急小口資金貸付事業開始			
	平成2年4月	保証人不要の3万円貸し付け実施			
	平成3年4月	応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額			
	平成6年4月	一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更 返済期間を最大40ヶ月以内に延長			
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、実績が減少している。				
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>連帯保証人が必要 要件 貸付けの日の一年前から引き続き東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の区域内に住所を有すること。 住民税を完納していること。 国民健康保険料を完納していること。(平成15年度要件に追加) 一定の職業を有し、独立の生計を営み、保証能力が十分と認められること。 この資金の貸付けについて、他に保証をしていないこと。 現にこの貸付けを受けていないこと。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	5,759	5,827	4,241	2,950	2,457	2,071	2,047	
決算額(20年度は見込み)	4,436	3,016	2,541	1,908	1,296	552	2,047	
人件費				5,171	5,124	5,124		
【事務分担当】(%)				60	60	60		
合計(+)	4,436	3,016	2,541	7,079	6,420	5,676	2,047	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	2,525	2,437	2,529	1,737	1,522	1,375	1,682	
一般財源	1,911	579	12	5,342	4,898	4,301	365	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
貸付件数 一般	11	6	11	8	2	2	1	
貸付件数 特認	6	5	2	3	2	1	0	
貸付残高件数(各年度末現在)	654	655	655	651	652	646	646	
貸付残高金額(各年度末現在)	49,096	50,361	51,136	52,346	53,351	52,987	53,499	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
貸付金 職員旅費 一般需用費 役務費	一般貸付・特認貸付		1,285	一般貸付・特認貸付	537	一般貸付・特認貸付	2,000
				実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	10
	〇 C R 納付書印刷		0	〇 C R 納付書印刷	0		
	現況調査郵送料		11	現況調査郵送料	15	現況調査等郵送料	37

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
貸付件数 相談件数 収入率	貸付件数	11	4	3	1	10	20年度は5月末現在
	相談件数	210	216	211	30	200	20年度は5月末現在
	収入率	40.1	37.2	66.0	0	90	現年分調定に対する現年度分の収入率(20年5月末現在)

問題点・課題 (指標分析)	返還到来額（減免後） 255,854,400	返還額 202,354,418	収入率（%） 79.08	未返還額 53,449,982	（H20.5月末現在）	
	<p>・毎年督促を行っているが、約2割の貸付金が未返還の状態にある。また、H15年度より、滞納者への現況調査を実施している。</p> <p>・借受人が死亡又は生活保護受給者となった場合など、返還の見込みがないケースについては、返還金の減免措置が妥当であると考えられる。返還金の減免を行うには、借受人による申請書の提出が必要であるが、申請が行われないケースが多い。また、積極的に減免申請の勧奨を行うことについては、返還中の者、新規貸付者との公正な扱いを考慮する必要があるため、実施が困難な状況にある。</p>					
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>実施機関が社会福祉協議会の区は次の8区。 千代田、港、新宿、文京、墨田、江東、品川、葛飾</p>					

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
全庁的方针に基づき、滞納整理を強化する。	返還額の増加及び返還の見込みがないケースの不納欠損処理によって、滞納整理の進捗が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	行旅死亡人等取扱費（15-48-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 22年度	根拠法令等	行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条 墓地、埋葬等に関する法律第9条 荒川区行旅病人等の救護及行旅死亡人の取扱に関する規則等		
終期設定	有 無 年度		計画区分	計画	非計画
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	<p>&lt;行旅病人&gt; 滞在の外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。</p> <p>&lt;行旅死亡人&gt; 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。</p>				
対象者等	<p>行旅病人及び行旅死亡人</p> <p>1. 行旅病人 行旅中に病気などで歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（外国人のみ）</p> <p>2. 行旅死亡人 行旅中死亡し引取者なき者</p>				
内容	<p>1. 行旅病人の取扱い 行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし</p> <p>2. 行旅死亡人の取扱い 身元不明の行旅死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用は遺留金を充当し、不足分は相続人・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。</p> <p>行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、かおかたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし</p> <p>墓理法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。</p>				
経過	<p>行旅病人の取扱いについて 平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。</p> <p>平成4年6月15日付、4福福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。</p>				
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>&lt;行旅病人&gt; 行旅病人の発生通報 救護の要否 都に事前協議の 救護 費用は扶養 扶養義務者からも費用の弁償を ・救急隊 ・警察 等調査 上救護を決定する 義務者の負担 得られない時は都へ請求 （病院） ・区</p> <p>&lt;行旅死亡人&gt; 行旅死亡人の発生通報 救護の要否 引取時に都へ 埋火葬 遺骨等 費用は扶養 扶養義務者からも費用の弁償を ・救急隊 ・警察 等調査 連絡 保管 義務者の負担 得られない時は都へ請求 （病院） ・区 （補助金状況等） 都の負担金 ・行旅法適用ケース 生活保護法の葬祭扶助適用範囲内（実費弁償） ・墓理法適用ケース 相続人、扶養義務者がいない場合には負担金交付（対象費用限定）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	3,394	3,474	2,171	2,171	2,171	2,171	1,992	
決算額（20年度は見込み）	1,476	919	877	1,738	489	886	1,992	
人件費				862	1,708	1,708		
【事務分担当】（%）				10	20	20		
合計（+）	1,476	919	877	2,600	2,197	2,594	1,992	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,303	358	1,042	1,213	743	742	1,947	
その他（特定財源）								
一般財源	173	561	-165	1,387	1,454	1,852	45	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
取扱件数								
官報掲載	5	1	1	3	2	0	6	
行旅死亡人	9	6	4	12	8	14	8	
行旅病人	1	0	1	1	0	0	1	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
役務費	官報掲載料	20	官報掲載料	0	官報掲載料	72	
委託料	埋火葬委託料	469	埋火葬委託料	886	埋火葬委託料	1,144	
	清掃委託	0	清掃委託	0	清掃委託	45	
扶助費	行旅病人取扱費		行旅病人取扱費		行旅病人取扱費		
	医療費	0	医療費	0	医療費	680	
	日用品費	0	日用品費	0	日用品費	47	
	被服費	0	被服費	0	被服費	4	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	行旅病人	1	0	0	1	1	20年度は5月末現在
	行旅死亡人	12	8	14	8	4	20年度は5月末現在

問題点・課題 (指標分析)	外国人の不法滞在者が死亡し、行旅死亡人扱いとなるケースが増加している。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (事務局運営分)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	社会福祉協議会補助(15-72-33-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	39年度	根拠	・地方自治法第232条2(寄附又は補助) ・社会福祉法第58条(助成及び監督) ・社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民間による地域福祉の推進を強化充実するため、荒川区社会福祉協議会に対し補助金を交付し、もって地域住民の自立と連帯意識に基づく地域福祉の振興及び組織化を図る。				
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 設置根拠：社会福祉法第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)				
内容	下記の7事業を補助対象とし、4半期毎に補助金を交付している。 1 社会福祉協議会職員人件費(常勤8名分) 19年度予算額は常勤7名分 2 ボランティア活動推進事業費 ... 機関誌「あらんてあ」発行経費、電話相談・友愛訪問、福祉まつり等の事業実施経費の一部を補助している 3 ボランティア活動推進事業人件費(常勤1名・非常勤1名分) 4 重度心身障害者(児)レクリエーション事業 ... バスハイクや観劇等を年2~3回実施し、その経費を一部補助している。 5 長寿慶祝の会事業 < 別途事務事業分析シート 長寿慶祝の会事業参照 > 6 福祉サービス総合支援事業 < 別途事務事業分析シート 福祉サービス利用者支援事業参照 > 7 在宅福祉サービス事業 < 別途事務事業分析シート 在宅福祉サービス事業参照 >				
経過	11年度 事務局及びボランティアセンターを福祉部分室へ移転し、管理費補助廃止(12年2月) 12年度 福祉公社解散に伴い、事業を社協へ移管(在宅福祉サービス事業として継続) ・福祉サークル活動援助事業を廃止 ・福祉機器展示コーナーの設置について補助(80万円)(12年度のみ) 13年度 ボランティア国際記念事業実施(13年度のみ) 区派遣職員2名、社協職員5名の体制を、区職員1名、社協職員7名の体制に見直し 15年度 区派遣職員1名、社協職員7名の体制を、社協職員8名のみの体制に見直し 16年度 ボランティア活動用資器材の整備補助(100万円)(16年度のみ) 17年度 高齢者マッサージ事業の見直し				
必要性	荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉の推進に不可欠であり、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	77,501	66,796	69,964	66,776	71,482	68,082	72,319	
決算額(20年度は見込み)	63,920	66,901	67,954	66,124	69,732	67,740	72,319	
人件費				1,724	1,708	1,708		
【事務分担量】(%)				20	20	20		
合計(+)	63,920	66,901	67,954	67,848	71,440	69,448	72,319	
国(特定財源)								
都(特定財源)				714	725	720	769	
その他(特定財源)								
一般財源	63,920	66,901	67,954	67,134	70,715	68,728	71,550	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	個人会員数	5,119	5,099	4,781	4,699	4,456	4,356	4,400
	団体会員数	154	152	148	147	147	147	143
	ボランティア登録者数	1,026	1,222	1,124	1,076	1,262	1,274	1,200
	14年度から19年度までの各会員数は各年度末時点、20年度は見込み							

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	社協職員人件費		62,233	社協職員人件費	59,824	社協職員人件費	63,936
	常勤8名			常勤8名		常勤8名	
	ボランティア活動推進事業費		6,346	ボランティア活動推進事業費	6,927	ボランティア活動推進事業費	7,176
	常勤0.5名、非常勤0.5名			常勤0.5名、非常勤0.5名		常勤0.5名、非常勤0.5名	
	心身障害者福祉事業		1,153	心身障害者福祉事業	989	心身障害者福祉事業	1,207

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	社会福祉協議会個人会員数 (正会員および特別会員)	4,699	4,456	4,356	4,400	5,000	会費が年額1,000円の正会員および2,000円以上の特別会員数の合計
	社会福祉協議会団体会員数	147	147	147	143	150	会費が年額10,000円の団体会員数
	ボランティア登録者数	1,076	1,262	1,274	1,200	1,400	社協にボランティア登録をしている人数

(問題点・課題)	社会福祉協議会の財政基盤及び運営基盤の安定化のために、新たな会員獲得に向けた取り組みの改善が必要である。
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会福祉協議会の会員増加に向けた取り組み	社会福祉協議会の財政基盤・運営基盤の安定化を図る。
ボランティア登録・保険加入者数増加に向けた取り組み	地域福祉の向上をより一層推進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	平成18年度の包括外部監査の指摘も踏まえ、補助のあり方を検討する必要がある。

(議会議決要旨)	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (在宅福祉サービス事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	社会福祉協議会補助(15-72-33-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	・地方自治法第232条2(寄附又は補助) ・社会福祉法第58条(助成及び監督) ・社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	日常生活に支障のある高齢者や障がい者または子育て中の人を支援するため、区民の参加と協力を得て低額な料金で在宅福祉サービスを行い、地域における福祉意識の増進に努め、地域福祉の向上に寄与することを目的としている。なお、有償在宅福祉サービス事業は、旧福祉公社で実施してきた事業であるが、区民にわかりやすい組織として整備するとともに、効率的運営を図ることを目的として、社会福祉協議会が継承した。(ファミリーサポート事業は子育て支援部が社会福祉協議会に委託し実施している。)				
対象者等	在宅福祉サービス利用会員および協力会員 ・利用会員 ...区内在住の高齢者・障がい者等で日常生活を送る上で援助・介護が必要な人 ・協力会員 ...区内在住または在勤で、概ね18歳以上の人				
内容	1 福祉啓発事業 ...事業に対する理解・協力を得るため、地域ケア会議等で説明を行う 2 相談及び情報提供事業 ... 相談窓口の設置、情報提供コーナーの設置、介護用品の紹介、会員向け情報誌「にこにこ」の発行(年4回) 3 研修及び人材育成事業 ... 介護保険制度に関する説明会等、会員講演会の実施(年4回)、施設見学会・交流バスハイクなど会員の交流 4 在宅福祉サービス事業 ... 家事援助サービス(750~850円)、介護サービス(850~950円)、食事サービス(600円) ( )内は1時間または1食あたりの料金 5 調査研究事業 ...会員や区民のニーズを把握・研究し、事業の充実を図る				
経過	平成 4年 10月 普及啓発事業開始 平成 5年 4月 在宅福祉サービス事業開始 平成 6年 2月 食事サービス開始 平成 10年 9月 子育てサポート事業開始(平成11年4月よりファミリーサポート事業に変更) 平成 12年 3月 福祉公社の解散に伴い、本事業を社会福祉協議会が継承した。 平成 13年 4月 常勤3名・非常勤8名の体制を、常勤3名・非常勤5名に見直した。 平成 14年 4月 常勤3名・非常勤5名の体制を、常勤2名・非常勤7名に見直した。 平成 20年 4月 利用料金の改定及び協力会員の会費徴収の廃止				
必要性	日常生活に支障のある高齢者や障がい者または子育て中の者を支援するため、必要性がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) <b>【補助対象経費】</b> 1 常勤・非常勤職員人件費 ...給与、諸手当、社会保険等事業主負担金 2 管理運営費 ...消耗品費、機械保守・清掃委託料、パソコン等リース料、銀行・郵便局振替手数料等 3 在宅福祉サービス事業運営費 ...上記の内容欄に記載した事業を実施するための経費				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	46,482	39,349	39,408	36,636	37,693	37,324	38,511	
決算額(20年度は見込み)	36,431	36,088	35,513	35,715	34,630	35,723	38,511	
人件費				1,724	1,708	1,281		
【事務分担当】(%)				20	20	15		
合計(+)	36,431	36,088	35,513	37,439	36,338	37,004	38,511	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	36,431	36,088	35,513	37,439	36,338	37,004	38,511	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
利用会員数	194	190	186	160	190	192	200	
協力会員数	417	375	335	204	168	162	160	
家事援助サービス利用件数	1,977	1,824	1,808	2,174	2,614	2,928	3,400	
介護サービス利用件数	2,066	2,178	1,674	1,678	1,758	1,804	1,730	
食事サービス利用件数	17,447	14,783	13,409	11,623	13,496	15,733	18,000	
職員によるコーディネート件数	1,174	1,146	1,138	1,259	1,359	1,331	1,370	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	常勤職員人件費		15,141	常勤職員人件費	15,656	常勤職員人件費	16,035
	非常勤職員人件費		14,386	非常勤職員人件費	14,889	非常勤職員人件費	16,567
	管理運営費		4,821	管理運営費	4,710	管理運営費	5,050
	事業費		282	事業費	468	事業費	859
	常勤2名、非常勤7名			常勤2名、非常勤7名		常勤2名、非常勤7名	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	在宅サービス提供数合計 (単位：件)	16,734	19,227	21,796	24,500	-	家事・介護・食事サービス及びコーディネート数の合計(20年度は見込み)
	の1件あたり単価 (単位：円)	2,134	1,801	1,638	1,571	-	補助金額/件数 (20年度は見込み)

（問題点・課題分析）	<p>年々協力会員数が減っているため、利用会員数と比べた比率が足りずコーディネートが出来にくくなっている。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>平成16年度より実施区は全て社協委託または補助による実施形式となり、公社形式は無くなった。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成20年に利用料金の改定及び協力会員の会費徴収の廃止をしたのでそれを広く周知し、会員数の増加をはかる。	在宅福祉サービスを必要としているすべての方がサービスを受けられるようになる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	平成18年度の包括外部監査の指摘も踏まえ、補助のあり方を検討する必要がある。

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (福祉サービス利用者支援事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	社会福祉協議会補助(15-72-33-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	15年度	根拠	福祉サービス利用者支援センター設置管理運営要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉サービスの利用援助や利用に際する苦情対応を行い、判断能力が不十分な高齢者・障がい者等、福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施することにより、福祉サービスを安心して選択し、利用できるようにすることを目的とする。				
対象者等	1 福祉サービス総合相談事業 ...福祉サービスを利用している人または必要としている人 2 福祉サービス利用援助事業 (1) 地域福祉権利擁護事業 ...判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者 (東社協委託事業) (2) 福祉サービス利用援助 ...地域福祉権利擁護事業の対象外となっている、支援が必要な高齢者や身体障がい者 3 苦情対応機関等の設置 ...福祉サービスや権利擁護に関する専門的な相談を必要としている人				
内容	1 福祉サービス総合相談事業 福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力の不十分な人々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談、その他の福祉サービス利用に関する専門的な相談を実施 2 福祉サービス利用援助事業 地域福祉権利擁護事業もしくは福祉サービス利用援助により、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを提供する 3 苦情対応機関等の設置 福祉サービスの利用に際しての苦情並びに権利擁護について、弁護士による専門相談を実施				
経過	平成11年10月1日 荒川区社会福祉協議会において東京都社会福祉協議会からの委託により、地域福祉権利擁護事業を実施。 平成15年6月2日 あんしんサポートあらかわの開設。福祉サービス総合相談事業、福祉サービス利用援助、苦情対応機関設置について、補助金を交付して実施。 平成18年4月 非常勤2名の体制を3名に見直した。				
必要性	介護保険制度の導入により福祉制度全体が「措置」から「契約」に移行し、福祉サービスの適正な利用を確保する観点から、福祉サービスの利用者を守る・支援する制度が必要となった。福祉サービスの利用者増加に伴いトラブルも増え、成年後見制度も含めて金銭管理が必要となる高齢者・障がい者も増加すると考えられるため、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) <b>【補助対象経費】</b> 1 非常勤職員人件費 ...補助要綱に定める給与、諸手当、社会保険等事業主負担金 2 事務費 ...会議費、通信運搬費、消耗品費、損害保険料、貸金庫使用料、弁護士報酬費等				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額		7,247	6,331	5,963	8,646	8,646	8,783	
決算額(20年度は見込み)		5,980	5,912	5,963	8,375	8,073	8,783	
人件費				2,586	1,708	1,281		
【事務分担当量】(%)				30	20	15		
合計(+)	0	5,980	5,912	8,549	10,083	9,354	8,783	
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)		1,576	1,610	1,610	1,611	1,612	1,612	
その他(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
一般財源	0	4,404	4,302	6,939	8,472	7,742	7,171	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	問い合わせ・相談件数		350	1,368	1,395	1,201	941	1,000
	福祉サービス利用援助契約数			23	20	36	19	45
	弁護士相談件数			24	27	29	29	32

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	非常勤職員人件費	7,244	非常勤職員人件費	7,280	非常勤職員人件費	7,652
		事務費	1,131	事務費	793	事務費	1,131
		非常勤3名		非常勤3名		非常勤3名	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	権利擁護・成年後見相談件数（軽度、対応時間30分）	159	108	85	120	-	初回のみで完結した相談件数
	権利擁護・成年後見相談件数（中重度、対応時間60分）	965	917	683	750	-	本人宅を訪問または複数回にまたがり対応した相談件数
	職員（非常勤）1名が1ヶ月に相談に応じる時間数	43.5時間	27.0時間	20.2時間	22.5時間	-	$\{( \times 30) + ( \times 60)\} \div 60 \div \text{職員数} \div \text{月数}(12\text{ヶ月})$

（問題点・課題）	<p>身体的侵害、経済的侵害、ネグレクト等、権利侵害の内容も多様化しており、地域包括支援センターとのより一層の連携や、医師等の専門家との連携についても検討する必要がある。</p> <p>福祉サービス利用援助事業で提供できないサービス（認知症高齢者の不動産処分や契約行為等）については、成年後見制度を活用し後見人が行う必要があるが、今後は荒川社協が法人として後見人業務を担い、支援を必要としている高齢者や障がい者に対して一貫して総合的な支援ができるよう、法人後見に積極的に取り組む必要がある。（平成20年1月末までに1件実施している。）</p>
	<p>（実施区 未実施区）</p> <p>1 利用者サポート 11区</p> <p>2 福祉サービス利用援助 13区</p> <p>3 苦情対応 20区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>第三者委員会等を活用し、構成員の充実について検討する。</p>	<p>苦情対応や権利侵害における困難ケースへの対応を的確に行い、早急に対応ができる体制を整える。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	認知症高齢者等の権利擁護や法人後見などに積極的に取り組む必要がある。

状況（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	遺族会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	鈴木 真美	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	遺族会補助(15-72-66-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	44年度	根拠法令等	荒川区補助金等交付規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進に努める。				
対象者等	荒川区遺族会会員251名（H20.6.1現在） [会員資格]荒川区に居住する、戦没者及びこれに準ずるものの遺族				
内容	<p>【補助対象事業】</p> <p>（1）戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。                  （2）戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。                  （3）全国戦没者追悼式等の参列者募集活動に関すること。                  （4）戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。                  （5）遺族会の運営に必要な事務に関すること。</p> <p>【平成19年度事業】</p> <p>（1）戦没者追悼式 平成19年11月1日 サンパール小ホール 参加者89人                  （2）都内巡拝 平成19年11月27日 靖国神社等 参加者12人</p>				
経過	平成7年度まで区で追悼式を実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額				
必要性	戦没者の遺族への支援を行う必要はあるが、会員数が減少している。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区遺族会より補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	257	247	247	247	247	247	247	
決算額（20年度は見込み）	257	247	247	247	247	247	247	
人件費				1,724	1,708	854		
【事務分担量】（%）				20	20	10		
合計（+）	257	247	247	1,971	1,955	1,101	247	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	257	247	247	1,971	1,955	1,101	247	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	会員数(1月1日現在)	307人	303人	286人	281人	272人	259人	-
	追悼式参加者数	131人	122人	141人	137人	103人	89人	100人

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	会員数 (各年1月1日現在)	281	272	259	-	255	会員の高齢化により減少

(問題点・課題)	<p>区主催であった追悼式等を平成8年から遺族会主催としたが、実際は、葬祭業者の無償協力により祭壇等を設置している。また、事務局として職員が協力している。</p> <p>平成17年度、以前より課題であった式典の実施方法についての見直しを行ない、それまでの仏教形式から献花形式に変更した。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 12 区                      未実施 10 区）</p> <p>千代田区、中央、新宿、台東、江東、品川、目黒、世田谷、渋谷、豊島、北、板橋</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	遺族会の会員数及び追悼式の参加者数が減少してきているため、現状の規模で実施する。

(状況)	
------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	首都大学東京健康福祉学部地域貢献型研究事業費	<b>部課名</b>	福祉部福祉推進課	<b>課長名</b>	黒川 重夫
		<b>担当者名</b>	金子 弘之	<b>内線</b>	2612
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	首都大学東京健康福祉学部地域貢献型研究事業費（15-72-70-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和	平成	20年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区地域貢献型研究事業支援補助金交付要綱
<b>終期設定</b>	有	無	年度		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	福祉の基盤整備[02-11]			
<b>目的</b>	首都大学東京健康福祉学部が行う、荒川区民の健康の増進や福祉の向上に資する地域貢献型研究事業に対して、区が支援することにより、区民の福祉の向上に資するものとする。				
<b>対象者等</b>	首都大学東京健康福祉学部				
<b>内容</b>	1 研究の推薦 首都大学東京健康福祉学部長は、荒川区民の健康の増進や福祉の向上に資するものとして認定した研究事業を区長に推薦する。 2 決定 推薦された研究について、区長がその内容を審査のうえ、補助対象事業として決定する。 3 補助率及び補助上限額 10 / 10・1件につき100万円				
<b>経過</b>	14年度 区（福祉部）、区民と首都大学東京健康福祉学部の山田准教授が荒川こぼん体操を共同開発 16年度 区（福祉部）、在宅高齢者通所サービスセンターと首都大学東京健康福祉学部の山田准教授が荒川せらばん体操を共同開発 18年度 区（産業経済部）と首都大学東京健康福祉学部が共同で、区内在住の高齢者の実態調査を実施し、健康・福祉用具の開発を支援 19年度 区（福祉部）と首都大学東京健康福祉学部が共同で、介護予防等を目的とした高齢者の実態調査を実施 区（福祉部）、障がい者、障がい者団体と首都大学東京健康福祉学部の山田准教授が荒川ばん座位体操を共同開発				
<b>必要性</b>	従前より、区と首都大学東京健康福祉学部が共同して様々な調査・研究を実施し、その成果を区民福祉の向上のために活用してきた。今後も、共同して様々な調査・研究を行うことは、区民福祉の向上に資するものである。				
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 首都大学東京健康福祉学部長が推薦した研究を、区長が審査し、補助対象事業として決定する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	3,000	
決算額(20年度は見込み)							3,000	
人件費								
【事務分担量】(%)								
合計(+)	0	0	0	0	0	0	3,000	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	0	0	3,000	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	件数							4件



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	福祉部分室管理費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	福祉部分室管理費（15-78-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉部分室の使用にかかる管理費を支弁する。				
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 「分室管理費（光熱水費、役務費、委託料）について、社会福祉協議会から面積割合で経費負担を得る。」				
内容	管理費 1 光熱水費 : 電気、ガス、水道 2 役務費（手数料） : 受水槽清掃 3 委託料（保守委託） : エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検 自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務 樹木剪定、建築物等定期点検				
経過	1 平成10年5月 旧南千住図書館の施設利用について調整 ・ 2階は、社会福祉協議会及び南千住第三幼稚園が利用する。ただし、南千住第三幼稚園が利用するスペースは、今後、三河島周辺の再開発が本格化し、旧真土小内の福祉作業所の移転が必要となった場合の受け皿スペースとすることを条件とする。 ・ 1階の一部・3階は、社会福祉協議会が利用する。 2 平成11年12月 幼稚園使用予定の2階遊戯室部分を福祉公社の事業を実施する事務所に変更 3 平成12年2月14日 社会福祉協議会事務局移転 4 平成12年3月25日 福祉公社移転 5 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承				
必要性	福祉公社の在宅福祉サービスを社会福祉協議会に継承させ、社会福祉協議会の事業と一体的かつ効率的に運営する。				
実施方法	（ ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） [ 分室管理費のみ直営 ] 福祉部分室の運営にあたり、発生する光熱水費及び委託料等については、福祉公社事業を継承した面積部分を、社会福祉協議会との面積按分により経費負担を行う。 建物の修繕等工事費については、全額福祉部の負担とする。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	4,892	4,961	4,525	4,343	4,881	4,596	4,455	
決算額（20年度は見込み）	3,803	3,352	4,168	4,043	4,167	3,749	4,455	
人件費				1,724	2,388	2,194		
【事務分担量】（%）				20	100	90		
合計（+）	3,803	3,352	4,168	5,767	6,555	5,943	4,455	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	1,968	1,620	1,705	1,703	1,665	1,750	1,815	
一般財源	1,835	1,732	2,463	4,064	4,890	4,193	2,640	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		光熱水費	電気	2,226	電気	2,236	電気
	ガス	15	ガス	15	ガス	17	
	水道	148	水道	232	水道	254	
一般需用費	家屋等修繕費	240	家屋等修繕費	146	家屋等修繕費	766	
役務費	受水槽清掃	19	受水槽清掃	21	受水槽清掃	22	
委託料	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781	
	その他保守点検業務	161	その他保守点検業務	241	その他保守点検業務	168	
	樹木剪定	79	樹木剪定等	77	樹木剪定等	133	
備品購入費	エアコンディショナー	498					

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	1㎡管理コスト	4,923	5,074	4,565	5,425	-	821.1㎡
	修繕実績	4件	1件	2件	-	-	

（問題点・課題）	<p>冷暖房機の更新について                  現在設置してある冷暖房機は、ヒートポンプパッケージ式1機、大型据え置き式1台である。                  大型据え置き式は社協の事務室に設置しているが、24年を経過しており温度調節、動作音等不具合が発生している現状で、故障した時には交換部品もない状況になっている。また、ヒートポンプパッケージ式1機は図書館時代に全館用に設置されたもので、おもちゃ図書館、ボランティアサロン、準備室の3室を賄っているが、この機種も12年経過しており、トラブルも多く、両機とも早期に更新が必要である。                  なお、18年度から予算要求は行っている。                  更新経費 約900万円（18年度営繕課見積）</p>
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	当面、現状の規模で実施するが、区が直接管理する必要性も薄れたため、管理方法の見直しを検討する。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	福祉サービス第三者評価事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	福祉サービス第三者評価事業（15-98-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	15年度	根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区福祉サービス第三者評価受審費用補助金交付要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することにより、利用者のサービス選択を支援するとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、もって地域福祉の向上を実現する。				
対象者等	東京都では51種類の福祉サービス（認可・認証保育所、介護保険事業所、支援費事業所等）を評価対象としている。（平成20年6月1日現在） 将来的にすべての福祉サービスが対象となる見込みである。				
内容	<p>1 評価の実施方法</p> <p>（1）事業評価 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う 「施設の理念や方針は明確化されているか」「個人情報の保護・共有が図られているか」などの評価項目があり、A+、A、B、Cの4段階で評価される</p> <p>（2）利用者調査 施設の利用者に対するアンケートによって行う 「食事のメニューは充実しているか」「病気等の際の対応は適切か」などの評価項目があり、利用者は、はい、いいえ、どちらともいえないのいずれかで回答する。</p> <p>2 評価結果の公表</p> <p>事業評価および利用者調査の結果のほか、評価機関の全体の講評、事業者のコメントが評価推進機構のホームページで公表される（事業者が同意しなければ公表しないこともできる）。 また、区が自ら評価を受審した場合および、民間立施設で区が補助金を交付して評価を行った場合には、区のホームページでも評価結果を公表する。</p>				
経過	<p>平成15年度 東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施（事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した）</p> <p>平成16年度 評価推進機構が定める評価対象サービスを行う全ての区立施設で評価を受審した。</p> <p>～ 18年度 （在宅高齢者通所SC6ヶ所、障がい者関係施設7ヶ所、認可保育所19園） 民間立施設では、認知症高齢者GH3ヶ所、認証保育所7園で評価を受審した。</p> <p>平成19年度 指定管理者制度を導入している区立施設で、評価対象サービスとなる施設について、</p> <p>～ 23年度 3年間の指定管理施設では2年目、5年間の指定管理施設では2年目と4年目に評価を受審し、次回の指定管理者選定時の参考資料とする。 なお、区立児童施設、認可・認証保育所については、子育て支援部で実施する。</p>				
必要性	福祉サービス第三者評価は、体験してみなければわからないサービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、区民にわかりやすく情報提供することで、消費者である利用者サービスとの関係を対等なものにするための手段のひとつであり、必要性は高い。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区立施設については区が自ら評価を受審し、民間立施設については事業者が受審する。民間立施設のうち、認知症高齢者GH及び認証保育所に対しては評価費用を補助している（平成16年度は600千円を上限、平成17年度以降は400千円を上限としている）。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	0	11,708	10,400	8,000	5,600	4,800	
決算額（20年度は見込み）		914	3,017	8,598	4,577	4,320	4,800	
人件費				3,448	1,708	1,708		
【事務分担量】（%）				40	20	20		
合計（+）	0	914	3,017	12,046	6,285	6,028	4,800	
国（特定財源）		0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）		457	2,198	5,406	3,059	2,829	3,200	
その他（特定財源）		0	0	0	0	0	0	
一般財源	0	457	819	6,640	3,226	3,199	1,600	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
区立高齢者関係施設 受審数		3	6	0	0	6	6	
区立障がい者関係施設 受審数		0	0	7	0	4	2	
区立児童関係施設 受審数		0	0	10	9	-	-	
民間立施設 補助金交付件数		0	3	6	4	4	4	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	区立施設9ヶ所	3,035	区立施設10ヶ所	2,982	区立施設8ヶ所	3,200
	負担金補助及び交付金	認知症高齢者GH3ヶ所	1,142	認知症高齢者GH4ヶ所	1,338	認知症高齢者GH4ヶ所	1,600
		認証保育所1ヶ所	400				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	16年度から18年度までの評価受審率（区立）	71.0%	100.0%	-	-	-	評価対象施設のうち、3年以内に評価受審した施設の割合
	19年度から23年度までの評価受審率（区立）	-	-	38.5%	69.2%	100.0%	評価対象施設のうち、5年以内に評価受審した施設の割合
	評価受審率（民間立）	66.7%	36.4%	100.0%	100.0%	100.0%	評価受審数 / 補助対象施設数

（問題点・課題）	<p>平成15年度より区立施設が先行して評価を受審してきたが、民間立施設においてはいまだに評価に対する抵抗感が強い。                  評価費用（約40万円）が高額であるため、民間立の小規模事業所等では第三者評価の受審が遅れている。</p>
他区の実況	（実施 21 区                      未実施 1 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理者制度が導入された施設の評価結果と、導入前の同施設の評価結果とを比べ、指定管理者制度導入によるサービス内容の変化を把握する。	指定管理者選定時の参考資料とする。
民間立施設の評価対象サービス（約230サービス）のうち、評価を行う必要性の高いサービスを精査する。	評価を効率的かつ計画的に進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

議会議決要旨	<p>平成15年2定 区立・民間立施設の第三者評価実施状況について                  平成15年2定 第三者評価の評価結果を活用した福祉サービスの見直しについて                  平成15年1定 第三者評価の早期実施について                  平成14年4定 第三者評価の検討状況について</p>
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	高齢者保健福祉計画策定事業費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	小松 剛	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	高齢者保健福祉計画策定事業費（15-96-50-01）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	老人福祉法20条の8・介護保険法117条	
終期設定	有	無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	「高齢者のだれもが、住み慣れた家庭や地域において、個人として尊重され、自らの意思と選択に基づく自立した生活をいきいきと安心して営むことのできる地域社会を実現すること」を基本理念に今後、区が取り組む高齢者施策を体系的に計画する。					
対象者等	65歳以上の高齢者 高齢者生活状況調査対象者 ・一般高齢者（要支援・要介護者を除く） 4,000人 要介護高齢者及びサービス提供事業者に対する調査は介護保険事業計画策定事業費に記載					
内容	老人福祉法等に基づく「高齢者保健福祉計画」は、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。「介護保険事業計画」が3年に1度見直すこととなったため、「高齢者保健福祉計画」についても同時に改定する。 平成20年度は、計画の対象期間が平成21年度から23年度までの第4期荒川区高齢者プランを策定する。					
経過	平成5年5月	荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）				
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度）				
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5ヵ年計画（H15～H19年度）			
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H18～H20年度）			
必要性	老人福祉法20条の8・介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。					
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） プランの策定は、区直営で行っているが、一般高齢者、要介護高齢者の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は、委託している。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	4,710	-	-	3,175	-	-	3,020	
決算額(19年度は見込み)		2,912			2,195				
人件費					4,310				
【事務分担量】(%)					50				
合計(+)	0	2,912	0	0	6,505	0	0	3,020	
国(特定財源)									
都(特定財源)									
その他(特定財源)									
一般財源	0	2,912	0	0	6,505	0	0	3,020	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成19年度（予算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	調査用封筒ほか	64			調査用消耗品	20
	役務費	調査用郵送料	503				
	委託料	生活状況調査委託	1,628			高齢者生活状況調査委託	3,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移						指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	送付数	-	4,000	-	-	4,000		
	回答数	-	3,194	-	-			
	回答率	-	79.9%	-	-			

（問題点・課題）	<p>区民の意見を積極的に反映していく必要がある。                  的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。                  策定した計画に基づき、高齢者の健康の維持・増進、生きがいつくり等高齢者施策に取り組む必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	第3期荒川区高齢者保健福祉計画の進捗状況を正確に把握する。	的確な現状把握を行い、第4期計画に反映する。
	実態調査の分析を行い、区民の意見等を把握する。	区民が現状思っていることや将来的に望むこと等を把握し、第4期計画に反映する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	区の事業展開の基本とするものであり、法に基づく必須事業である。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	介護保険事業計画策定事業費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	小松 剛	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	介護保険事業計画策定事務費（15-96-95-01）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 10 年度		根拠法令等	介護保険法第117条		
終期設定	有 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	「高齢者のだれもが、住み慣れた家庭や地域において、個人として尊重され、自らの意思と選択に基づく自立した生活をいきいきと安心して営むことのできる地域社会を実現すること」を基本理念に、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法に基づき3年を1期とする区市町村事業計画を策定する。					
対象者等	65歳以上の高齢者、介護サービス事業者 要介護等高齢者実態調査対象者 ・要介護・要支援認定を受けた65歳以上の高齢者 3,000人 介護サービス事業者調査 ・区内及び近隣の介護保険サービス提供事業者 300事業所程度 一般高齢者に対する調査は高齢者保健福祉計画策定事業費に記載					
内容	介護保険法に基づく「介護保険事業計画」は、老人福祉法等に基づく「高齢者保健福祉計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。 平成20年度は「介護保険事業計画」の改定作業の時期であり、計画の対象期間は、平成21年度から平成23年度までの3か年である。 介護保険事業計画では、事業計画期間における要介護等認定者数の推計やサービス利用意向等に基づいて、給付と負担のバランスを考慮し、3年度間の事業展開を定める。 3年ごとに65歳以上の第1号被保険者保険料の算定を行う。					
経過	平成5年5月	荒川区地域福祉計画（8か年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）				
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5か年計画（～16年度）				
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5か年計画（H15～H19年度）			
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3か年計画（H18～H20年度）			
必要性	介護保険法117条・老人福祉法20条の8に基づき、策定する必要がある。					
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） プランの策定は、区直営で行っているが、一般高齢者、要介護高齢者の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は、委託している。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	3,647	23	-	-	2,967	-	-	3,170	
決算額(19年度は見込み)	3,066	18			2,222				
人件費					6,895				
【事務分担量】(%)					80				
合計(+)	3,066	18	0	0	9,117	0	0	3,170	
国(特定財源)									
都(特定財源)	2,310								
その他(特定財源)									
一般財源	756	18	0	0	9,117	0	0	3,170	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成19年度（予算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費					調査用消耗品	20
	役務費	調査用郵送料	332				
	委託料	高齢者実態調査委託	1,890			要介護等高齢者・事業者調査委託	3,150

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
標	送付数	-	3000 295	-	-	3000 300	上段：要介護高齢者 下段：事業者
	回答数	-	2311 224	-	-		
	回答率	-	77% 75.9%	-	-		

（問題点・課題）	<p>被保険者としての区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 他自治体の介護保険事業計画との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する必要がある。 的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 策定した計画に基づき、介護サービスの基盤を着実に整備していく必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
第3期荒川区介護保険事業計画の進捗状況を、整理・分析することで、現状を正確に把握する。	的確な現状把握を行い、第4期計画に反映する。
第4期計画策定にあたって、高齢者実態調査等を通じて現状把握や需要分析を行うことにより、必要なサービス量と保険料負担を適正に見込む。	後期高齢者の増加に伴いサービス需要の増加が見込まれる中、綿密な調査・分析に基づく計画とそれに基づく事業実施を通じて、介護保険事業に対する区民の理解を得ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	区の事業展開の基本とするものであり、法に基づく必須事業である。

議（要旨）	
-------	--